

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	1	生活保護総務費

所管課	福祉課
事業名	生活保護総務管理費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,997	1,951		1,531			1,531	▲ 466
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	1,997	1,951		1,531			1,531

事業概要	医療費と介護サービス費の審査手数料の支払および要介護認定の審査等の手数料	今年度見直し事項	
事業目的	医療扶助および介護扶助にかかる審査業務に必要な専門的な経費		
現状と背景			その他

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	1	生活保護総務費

所管課	福祉課
事業名	生活保護適正実施推進事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	2,532	2,462		2,715			2,715	183
財源内訳	国	2,397	2,327	2,327			2,327	▲ 70
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	135	135		388			388

事業概要	生活保護受給者にかかるレセプト点検、収入・資産調査、扶養義務折衝および生活保護現業職員の啓発・研修、生活保護電算システムの活用等の事業	今年度見直し事項	
事業目的	生活保護医療費の節減、世帯の収入額の把握、職員の資質向上、業務効率の向上につなげて、生活保護の適正実施を推進する。		
現状と背景		その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	1	生活保護総務費

所管課	福祉課
事業名	生活保護事務人件費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	37,031	35,588		35,588			35,588	▲ 1,443
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	37,031	35,588		35,588			35,588	▲ 1,443

事業概要	生活保護業務に携わる職員の人件費	今年度見直し事項	
事業目的	生活保護業務に携わる職員の人件費		
現状と背景		その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	1	生活保護総務費

所管課	福祉課
事業名	生活保護就労支援事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		2,120		2,178			2,178	2,178
財源内訳	国	2,120						
	県			2,178			2,178	2,178
	市債							
	その他							
	一般財源							

事業概要	生活保護受給者の就労支援を専ら行う就労支援員を配置し自立のための就労指導を重点的に行う。	今年度見直し事項	
事業目的	生活保護受給者を就労に結びつけることを目指した支援をすることで世帯の自立を促進させることを目的とする。		
現状と背景	近年、生活保護世帯において、高齢、傷病、障害、母子などの類型には属さない、働ける世代を含む「その他世帯」が増加してきている。こうした状況の中で、「就労支援」は、生活保護行政における重点課題となっている。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	1	生活保護総務費

所管課	福祉課
事業名	生活保護実施体制整備事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		277						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源		277					

事業概要	社会福祉法第15条に規定する福祉に関する事務所に置く現業に関する職員(ケースワーカー)のうち社会福祉主事を任用資格の取得が必要な職員にその資格を取得させ、適正な生活保護実施体制を確保を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	福祉事務所の現業員体制の整備のため。		
現状と背景	市役所内の人事異動等により、社会福祉法第15条第1項第2号の職員において、社会福祉主事任用資格を有しない者については、資格取得を必要とする。	その他	